

VI 妊娠・出産・子育て・教育

VI-1 妊娠・出産

1. 妊娠したとき

妊娠し出産を予定している場合、市区町村に届け出ると母子健康手帳が交付されます。この手帳は妊娠から出産及びその後7年間に行う必要な予防接種などの記録にもなる大切な書類です。市区町村によっては母子健康手帳の外国語訳を独自に発行しているところもあります。

母子健康手帳の英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国朝鮮語・タイ語・インドネシア語・フィリピン語・ベトナム語訳版（公益財団法人母子衛生研究会発行）は次のところ

で通信販売にて購入できます。

公益財団法人母子衛生研究会 [URL http://www.mcfh.or.jp](http://www.mcfh.or.jp)

本部事務所 ☎03-4334-1151 西日本事務局 ☎06-6941-4651

2. 費用

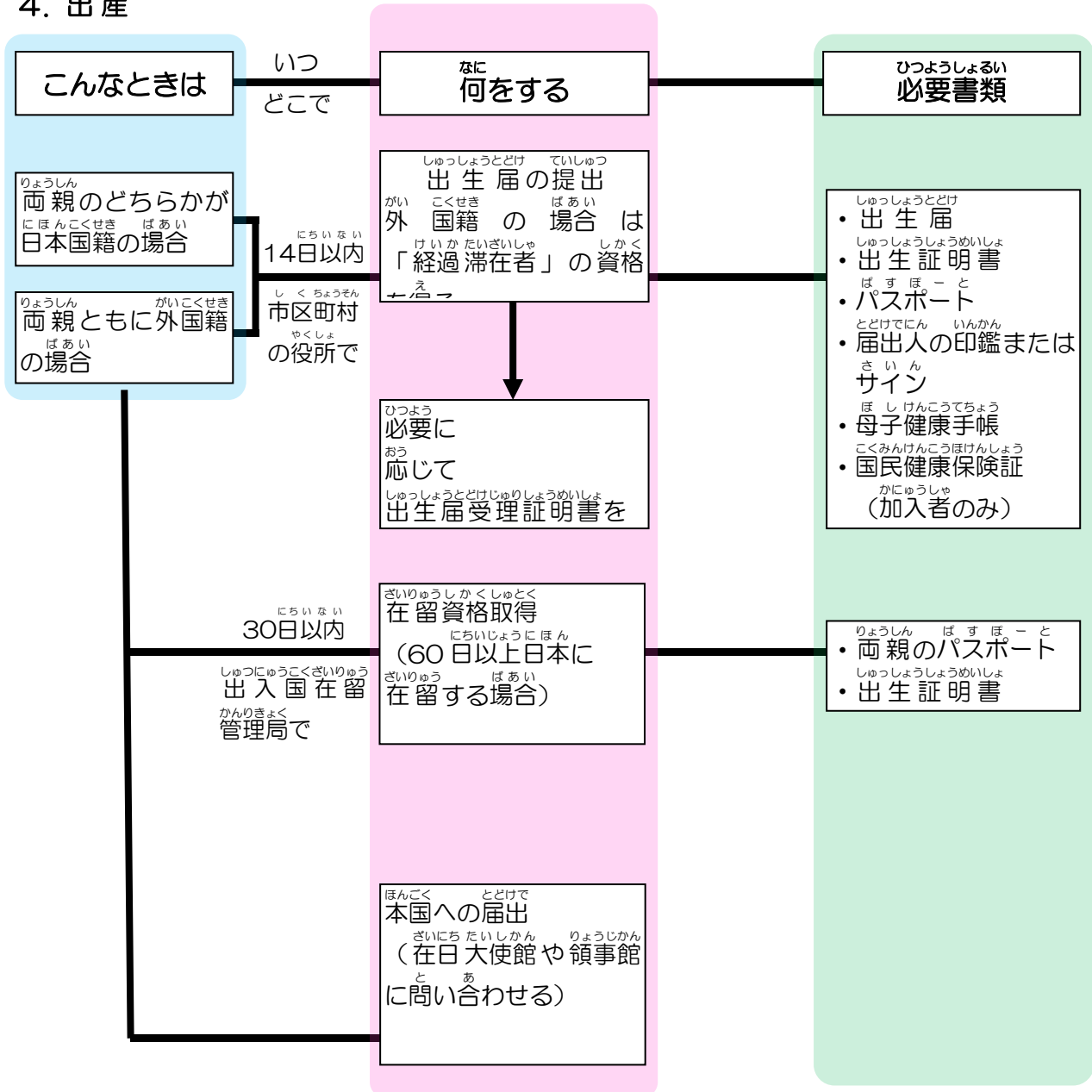
通常の妊娠出産は病気ではないので健康保険の対象にはなりません。そのかわり健康保険より一定額（約42万円）の出産費用が支給されます。日本では通常、出産にともない4～5日の入院が必要で、入院にかかわる費用は概ね40万～50万円くらいですが、病院により異なりますので注意して下さい。保険による出産育児一時金の医療機関への直接支払・受取代理制度を用いることで高額の出産費用を医療機関に先に支払う必要をなくすることもできます。国民健康保険の加入者の出産費用の申請は市役所が窓口となります。（付録区-1）

経済的な理由で病院で出産することができない場合、妊婦が安心して出産できる助産施設への入所、出産費用を援助する「助産制度」があります。詳しくは、市区町村の福祉課や保健福祉センターで問い合わせてください。所得の額によっては自己負担が必要な場合もあります。

3. 妊娠中などの援助

妊娠中には一定の期間ごとに通院する必要があります。また市区町村によっては妊婦を対象とした無料の健康診断を行っているところもありますので、市区町村が市町村保健センター（付録区-3）に問い合わせてください。

4. 出産



(1) 出生届

子どもが生まれたら、「出生証明書」を医師や助産師に作成してもらいます。父母ともに外国人であつても子どもが日本で生まれた場合は、出生後14日以内に「出生届」を市区町村の役所に届けなければいけません。それにより、「出生による経過滞在者」の資格を得ることになります。子どもが外国籍を持つ場合は、市区町村で「出生届受理証明書」を交付してもらい、子どもの国籍のある国の在日大使館または領事館に届け出てください。

(2) 日本国籍を持たない子どもの場合

両親ともに外国人で、子どもが日本籍を持たない場合は、出入国在留管理局で「在留資格の取得」の申請を30日以内に行わなければいけません。